

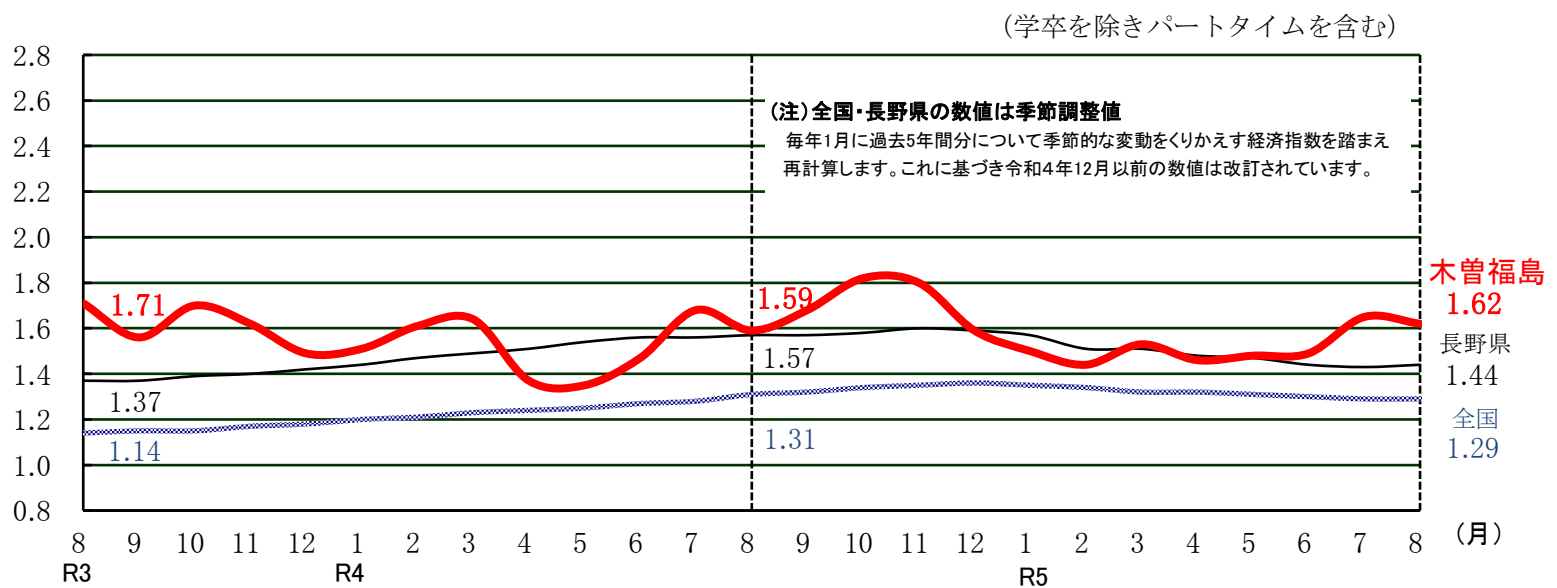
令和5年9月29日発表  
木曾福島公共職業安定所  
TEL (0264) 22-2233

- 8月の月間有効求人倍率は全数(パートを含む)で1.62倍となり、前年同月比0.03ポイント上回った。
- 新規求人数は全数で197人となり、前年同月比5.9%増加した。
- 新規求職者数は全数で53人となり、前年同月比11.7%減少した。
- 月間有効求人数は501人で、前年同月比13.2%減少した。
- 月間有効求職者数は309人で、前年同月比15.1%減少した。

## 1 求人・求職の状況

### ① 月間有効求人倍率の推移

当所8月の月間有効求人倍率は1.62倍で、前年同月比0.03ポイント上回り、前月比0.03ポイント下回った。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5年	1.50	1.44	1.53	1.46	1.48	1.49	1.65	1.62				
4年	1.51	1.61	1.64	1.37	1.35	1.47	1.68	1.59	1.68	1.82	1.80	1.59
3年	1.61	1.54	1.55	1.43	1.49	1.66	1.79	1.71	1.56	1.70	1.62	1.49

### ② 地域別有効求人倍率

8月の有効求人倍率を地域別で比較すると、中信が1.49倍で高い。

[学卒除きパート含む実数値]

安定所別	北信 (1.42)				東信 (1.43)		中信 (1.49)			南信 (1.44)		
区分	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曾福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.48	1.25	1.54	1.36	1.40	1.45	1.50	1.62	1.38	1.56	1.29	1.48
前年比 (ポイント)	(▲0.02)	(▲0.13)	(▲0.11)	(▲0.21)	(▲0.19)	(▲0.18)	(▲0.12)	(0.03)	(▲0.20)	(▲0.12)	(▲0.25)	(▲0.11)
うち常用	1.32	1.21	1.41	1.29	1.32	1.41	1.28	1.52	1.25	1.50	1.15	1.39
前年比 (ポイント)	(0.01)	(▲0.13)	(▲0.06)	(▲0.18)	(▲0.15)	(▲0.15)	(▲0.06)	(▲0.01)	(▲0.11)	(▲0.04)	(▲0.17)	(▲0.12)

用語の定義「有効求人倍率」とは: 月間有効求人数/月間有効求職者数  
 月間有効求人数: 前月末の有効求人数+当月の新規求人数  
 月間有効求職者数: 前月末の有効求職者数+当月の新規求職者数

### ③ 新規求人数の推移

8月の新規求人数(全数)は、前年同月比5.9%増加し、197人となった。うち常用(パートを除く)は前年同月比9.2%減少、うちパートは前年同月比17.2%増加した。

年月	4年 8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全 数	186	213	240	204	198	201	243	223	160	205	164	158	197
(前年比)	(8.8)	(29.1)	(3.0)	(4.1)	(17.9)	(▲6.1)	(3.4)	(9.3)	(▲14.4)	(▲1.0)	(▲20.4)	(▲27.9)	(5.9)
うち常用	120	129	91	115	115	100	132	128	86	120	105	92	109
(前年比)	(15.4)	(33.0)	(▲22.9)	(5.5)	(13.9)	(▲8.3)	(3.9)	(14.3)	(▲18.1)	(0.8)	(▲15.3)	(▲20.0)	(▲9.2)
うちパート	64	73	91	85	76	81	95	82	71	71	51	63	75
(前年比)	(25.5)	(32.7)	(19.7)	(39.3)	(35.7)	(11.0)	(26.7)	(1.2)	(▲11.3)	(0.0)	(▲25.0)	(▲38.2)	(17.2)
常用のうち正社員	101	104	89	93	87	95	99	101	81	94	92	84	87
(前年比)	(18.8)	(25.3)	(▲19.1)	(10.7)	(▲1.1)	(▲5.0)	(12.5)	(18.8)	(▲19.0)	(▲1.1)	(▲5.2)	(▲20.0)	(▲13.9)
全数に占める 正社員の割合	54.3	48.8	37.1	45.6	43.9	47.3	40.7	45.3	50.6	45.9	56.1	53.2	44.2

※ うち常用にはパートは含まれない。

### ④ 産業別新規求人の状況

新規求人数を産業別にみると、【建設業】【製造業】【宿泊業・飲食サービス業】等で前年同月比増加したが、【卸売業・小売業】【金融業・保険業・不動産業】【医療・福祉】等で減少した。

産 業 別	新規求人数 (人)	前年比 (%)	産 業 別	新規求人数 (人)	前年比 (%)
全 数	197 (75)	5.9 (17.2)	情 報 通 信 業	0 (0)	-
建 設 業	22 (2)	10.0	運 輸 業・郵 便 業	9 (2)	12.5 (100.0)
製 造 業	37 (13)	12.1 (30.0)	卸 売 業・小 売 業	17 (11)	▲15.0 (57.1)
食 料 品・た ば こ	4 (3)	33.3 (200.0)	金 融 業・保 険 業 ・ 不 動 産 業	7 (6)	▲12.5 (▲14.3)
パ ル プ・印 刷	0 (0)	-	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	31 (18)	138.5 (125.0)
プ ラ ス チ ッ ク	1 (0)	-	飲 食 店	1 (1)	▲66.7 (▲66.7)
金 属 製 品	0 (0)	-	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業・ 娯 楽 業	10 (1)	▲9.1 (▲90.0)
は ん 用 機 械 器 具	0 (0)	▲100.0	洗 濯・理 容 ・ 美 容・浴 場 業	1 (1)	-
生 産 用 機 械 器 具	0 (0)	-	教 育、学 習 支 援 業	2 (1)	100.0
業 務 用 機 械 器 具	6 (1)	20.0	医 療・福 祉	43 (16)	▲14.0 (▲15.8)
電 子 部 品 デ バ イ ス	0 (0)	-	社 会 保 険・社 会 福 祉・介 護 事 業	35 (16)	▲20.5 (▲15.8)
電 気 機 械 器 具	3 (3)	-	サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	2 (2)	▲50.0 (0.0)
情 報 通 信 機 械 器 具	0 (0)	-	そ の 他 の 産 業	17 (4)	▲5.6 (▲20.0)
輸 送 用 機 械 器 具	16 (5)	▲5.9 (▲16.7)			

( )はパートで内数

用語の定義 「全数」とは、「常用」+「臨時・季節」

「常用」とは：雇用契約において雇用期間の定めのないもの、または4か月以上の雇用期間のもの(季節労働を除く)

「臨時・季節」とは：臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間のもの。季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用し一定期間就労するもの(4か月未満、以上を問わない)。

### ⑤ 新規求職者の推移

8月の新規求職者数(全数)は、前年同月比11.7%減少し、53人だった。  
うち常用(パートを除く)は前年同月比8.6%減少、うちパートは前年同月比16.0%減少した。

年月	4年 8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全数	60	48	53	76	102	70	89	76	96	60	62	37	53
前年比	15.4	▲25.0	▲3.6	▲14.6	7.4	6.1	27.1	▲16.5	▲29.4	▲21.1	▲3.1	▲17.8	▲11.7
うち常用	35	24	28	49	30	37	53	37	46	34	36	22	32
前年比	6.1	▲27.3	12.0	58.1	▲6.3	5.7	17.8	▲14.0	▲37.8	▲2.9	▲14.3	0.0	▲8.6
うちパート	25	24	25	24	20	28	34	38	50	26	23	15	21
前年比	31.6	▲22.6	▲16.7	▲27.3	▲20.0	7.7	41.7	▲15.6	▲18.0	▲35.0	4.5	▲34.8	▲16.0

※ うち常用にはパートは含まれない。

### ⑥ 新規常用求職者の態様別状況

在職者は前年同月比12.5%減少、離職者は21.1%減少した。  
離職者のうち、事業主都合は前年同月比60.0%減少、自己都合は9.1%増加した。

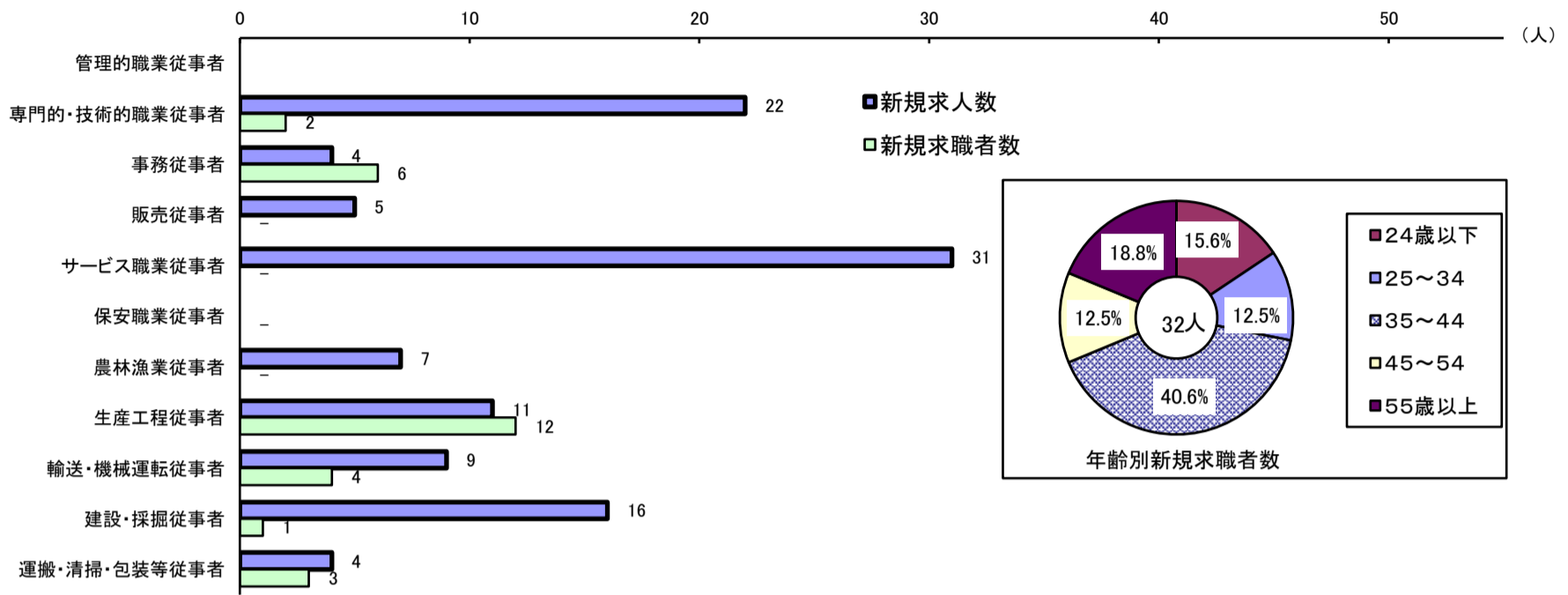
年月	4年 8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	年 8月
求職者	35	24	28	49	30	37	53	37	46	34	36	22	32
(前年比)	(6.1)	(▲27.3)	(12.0)	(58.1)	(▲6.3)	(5.7)	(17.8)	(▲14.0)	(▲37.8)	(▲2.9)	(▲14.3)	(0.0)	(▲8.6)
在職者	16	7	18	18	10	17	27	15	15	10	16	3	14
(前年比)	(45.5)	(▲56.3)	(157.1)	(50.0)	(▲23.1)	(13.3)	(▲6.9)	(▲6.3)	(7.1)	(42.9)	(14.3)	(▲80.0)	(▲12.5)
離職者	19	15	10	30	20	18	24	20	31	20	17	18	15
(前年比)	(▲5.0)	(▲6.3)	(▲41.2)	(76.5)	(11.1)	(0.0)	(60.0)	(▲13.0)	(▲46.6)	(▲20.0)	(▲37.0)	(157.1)	(▲21.1)
定年	1	1	0	1	2	1	3	2	2	0	0	1	1
(前年比)	(▲50.0)	(0.0)	(▲100.0)	(▲66.7)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(100.0)	(▲33.3)	(▲100.0)	(▲100.0)	#DIV/0!	(0.0)
事業主 都合	5	4	2	12	5	5	3	0	7	2	2	4	2
(前年比)	(400.0)	(300.0)	(100.0)	(300.0)	(▲16.7)	(▲16.7)	(0.0)	(▲100.0)	(▲30.0)	(▲50.0)	(▲50.0)	(100.0)	(▲60.0)
自己都合	11	10	7	17	12	12	16	18	22	14	15	12	12
(前年比)	(▲35.3)	(▲28.6)	(▲46.2)	(70.0)	(33.3)	(9.1)	(33.3)	(38.5)	(▲50.0)	(▲22.2)	(▲25.0)	(140.0)	(9.1)
無業者	0	2	0	1	0	2	2	2	0	4	3	1	3
(前年比)	(▲100.0)	(100.0)	(▲100.0)	(▲50.0)	(▲100.0)	(0.0)	(100.0)	(▲50.0)	(▲100.0)	(33.3)	(200.0)	#DIV/0!	#DIV/0!

※ パートタイムを除く常用

用語の定義 「パート」とは：1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者に比べ短いもの。  
「離職者」とは：‘前職雇用者’と‘前職自営、その他’（表中では省略）に分けられる。  
‘前職雇用者’は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」（表中では省略）に区分される。  
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。  
「無業者」とは：家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

## ⑦ 職業別新規求人・求職及び年齢別新規求職の状況

求人・求職者数を職業別にみると、「事務従事者」「生産工程従事者」以外は求人数が求職者数を上回っている。年齢別新規求職者数では、「35～44歳」の割合が最も高かった。



※ パートタイムを除く常用

## ⑧ 月間有効求人・求職の推移

8月の月間有効求人数は前年同月比13.2%減少し、月間有効求職者数は15.1%減少した。

年月	4年					5年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
月間有効求人数	577	586	622	634	630	587	620	636	558	536	520	502	501
前年比	10.5	15.6	12.7	12.6	12.5	6.0	3.7	3.4	0.0	▲5.1	▲9.7	▲16.1	▲13.2
月間有効求職者数	364	349	342	352	397	391	432	416	381	361	350	305	309
前年比	19.0	7.1	5.2	1.4	5.6	6.3	16.4	10.9	▲6.6	▲14.0	▲10.9	▲14.1	▲15.1

※ パートタイムを含む全数

## 2 就職の状況

8月の就職件数は全数で13人となり、前年同月比38.1%減少、うち常用は41.7%減少した。

年月	4年					5年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全数	21	24	19	20	17	16	26	66	20	17	34	15	13
前年比	75.0	4.3	▲38.7	▲9.1	6.3	▲30.4	▲7.1	13.8	25.0	6.3	112.5	▲11.8	▲38.1
うち常用	12	13	9	10	8	7	19	27	9	7	15	11	7
前年比	33.3	▲18.8	▲40.0	▲9.1	0.0	▲30.0	18.8	28.6	80.0	0.0	114.3	10.0	▲41.7
うちパート	9	11	9	8	8	8	7	38	11	10	19	4	6
前年比	200.0	83.3	▲40.0	0.0	14.3	▲33.3	▲36.4	5.6	0.0	11.1	111.1	▲42.9	▲33.3

※ うち常用にはパートは含まれない

### 3 人員整理の状況

1件あたり10人以上の人員整理はなし。事業主都合による離職は1人だった。

#### ① 10人以上の人員整理の状況

年月	4年 8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
整理人員	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※当月中に把握したもの

#### ② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険被保険者資格喪失データ)

年月	4年 8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
人数	4	3	1	15	2	2	0	0	2	4	0	9	1
前年比	300.0	0.0	▲ 50.0	#DIV/0!	#DIV/0!	▲ 50.0	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 75.0	0.0	▲ 100.0	800.0	▲ 75.0

※ 特例被保険者を除く

### 4 雇用保険適用事業所・被保険者・受給者実人員の状況

適用事業所数は、前年同月比1.6%減少した。

8月末現在の被保険者数は前年同月比0.4%減少、受給者実人員(失業等給付基本手当)は前年同月比20.4%減少した。

年月	4年 8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
事業所数	月末現在	686	685	687	686	686	687	689	689	686	684	678	677	675
	前年比	▲0.4	▲0.4	0.0	▲0.1	▲0.4	▲0.3	▲0.4	▲0.3	0.0	▲0.3	▲1.6	▲1.6	▲1.6
被保険者数	資格取得数	23	49	53	34	42	45	35	41	222	125	53	69	40
	資格喪失数	32	45	53	78	94	76	30	75	169	58	51	60	42
受給者実人員	月末現在	6,450	6,545	6,454	6,409	6,353	6,321	6,326	6,292	6,336	6,410	6,416	6,425	6,424
	前年比	▲1.3	0.3	▲1.1	▲1.3	▲1.6	▲1.6	▲1.8	▲1.9	▲0.8	▲1.2	▲0.8	▲0.5	▲0.4
受給者実人員	基本手当受給者数	93	77	66	62	64	72	73	66	57	75	65	61	74
	前年比	5.7	30.5	20.0	▲3.1	0.0	4.3	14.1	8.2	▲1.7	1.4	▲24.4	▲28.2	▲20.4

次回発表日令和5年10月31日(火)

# 長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改正されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。</p>
<b>長野県最低賃金</b>	円 <b>948</b>	令和5年 10月1日 改正前 908円	

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	円 <b>948</b>	令和5年 10月1日 改正前 945円	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 <b>956</b>	令和4年 12月16日 改正前 927円	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	円 <b>948</b>	令和5年 10月1日 改正前 910円		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	948円	※令和元年12月31日850円。長野県最低賃金額を下回っているため、長野県最低賃金額948円が適用されます。		

※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野局HPにて確認できます。) 適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用いております。詳しくは、[長野労働局ホームページ](#)をご覧ください

長野労働局

最低賃金とは・・・



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は  
長野労働局 労働基準部 賃金室 (電話026-223-0555) へ